

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年五月十一日

岡山県知事 石井正弘

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 わたなべ生鮮館泉田店  
所在地 岡山市泉田字五ノ坪四八一四ほか

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社わたなべ生鮮館  
住所 岡山市福富東二丁目三二番三八  
代表者の氏名 代表取締役 渡辺 利治

### 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所並びに名称、住所及び代表者の氏名

- (1) 名称 株式会社わたなべ生鮮館  
住所 岡山市福富東二丁目三二番三八  
代表者の氏名 代表取締役 渡辺 利治
- (2) 名称 有限会社二代  
住所 岡山市泉田五一一一  
代表者の氏名 代表取締役 黒住 進
- (3) 名称 株式会社岡山木村屋  
住所 岡山市桑田町三三〇  
代表者の氏名 代表取締役 梶谷 博則
- (4) 氏名 津田 豊彰  
住所 岡山市泉田四五一一

### 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十七年一月四日

### 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千百六十八平方メートル

### 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 九十一台
- (2) 駐輪場の収容台数 五十八台
- (3) 荷さばき施設の面積 二十・九三平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 四十四・〇四立方メートル

### 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時三十分（ただし、株式会社岡山木村屋は午前七時、また、津田 豊彰は午前十時）
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後九時（ただし、津田 豊彰は午後七時三十分）
- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時から午後九時三十分まで
- (4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所
- (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後六時まで

二 届出年月日

平成十六年四月二十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十六年五月十一日から平成十六年九月十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課及び岡山市役所